

# 計算例

/月額

手当額		第1子・2子	第3子以降
	3歳未満	15,000円	30,000円
	3歳から高校生年代	10,000円	
多子加算の算定対象		22歳到達後の最初の年度末まで ※監護相当・生計費の負担がある子のみ	

## 計算例 1

0歳、15歳、17歳の子を監護・養育している場合

児童の年齢	0歳 	15歳（中学生年代） 	17歳（高校生年代）※ 
多子加算カウント対象 （監護・生計有）	○（第3子）	○（第2子）	○（第1子）
児童手当支給対象	○	○	○
支給額	30,000円	10,000円	10,000円



合計 50,000円 / 月額

※令和6年9月時点で児童手当または特例給付を受給中の方で、算定児童として高校生年代の児童の登録がある場合は、手続き不要で増額になります。対象の高校生年代の児童の児童手当（特例給付）を中学生卒業年代まで受給しており、その後消滅の手続き等していない場合は、算定児童として登録されています。

## 計算例 2

4歳、17歳、21歳の子を監護・養育している場合

児童の年齢	4歳 	17歳（高校生年代） 	21歳（大学生年代） 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出済 
多子加算カウント対象 （監護・生計有）	○（第3子）	○（第2子）	○（第1子）
児童手当支給対象	○	○	—
支給額	30,000円	10,000円	0円



合計 40,000円 / 月額

### 計算例 3

17歳・19歳・21歳の子どもがおり、そのうち17歳、19歳の子を監護・養育している場合。なお、21歳の子は自立し、受給者の監護相当・生計費の負担はない。

児童の年齢	17歳（高校生年代） 	19歳（アルバイト） 	21歳（社会人） 
多子加算カウント対象（監護・生計有）	○（第2子）	○（第1子）	—
児童手当支給対象	○	—	—
支給額	10,000円	0円	0円



合計 10,000円 / 月額

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」は大学生年代の子がいても、監護・養育する子の数が3人に満たない場合は提出不要です

### 「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

児童と大学生年代の子（18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある子）のうち、親等の経済的負担のある子の合計人数が3人以上いる場合、3子目以降の児童が増額対象となります。

大学生年代の子を加算の対象にする場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

下記(1)及び(2)両方に該当する場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出で、大学生年代の子を多子加算のカウント対象にすることができます。

- (1)受給者が監護相当の世話と生活費の相当部分を負担している大学生年代の子がいる
- (2)18歳以下の児童と(1)の子を合わせて、3人以上の子を監護している

※生活費の相当部分とは、これを欠くと通常の生活水準を維持できない場合を指します。

※大学生年代の子がいても、監護する子が2人以下の場合は提出不要です。

◎「監護相当・生計費の負担についての確認書」は初回の申立て以降、状況に応じて継続的な状況確認が必要です。

大学生年代の子が学生の場合とそれ以外の場合で、2回目以降の確認方法が異なります。  
大学生年代の子の状況によっては毎年提出が必要になります。

大学生年代となる子の状況	初回の提出	2回目以降
学生	新規認定請求時、または①18歳年度末を迎える時に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出	初回に記載した卒業見込みの月までは再提出不要。ただし、変更が生じた場合は届出が必要。
学生以外	新規認定請求時、または18歳年度末を迎える時に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出	②毎年6月の現況届で再提出が必要

◎ その他、変更が生じた場合はすみやかに届出が必要です。

- ① 多子加算の算定対象となっている18歳年度末を迎える子がいる受給者に対しては、対象児童の受給資格の消滅時期（年度末）到来前に、佐渡市から、引き続き多子加算の算定を受けるための案内を送付させていただきます。
- ② 第三子以降カウントの対象者のうちに学生以外の子がいる場合は、6月の現況届の対象となります。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。時期になりましたら案内を送付させていただきます。

※初回の提出や、①・②の提出がない場合は、多子加算の金額で計算されません。令和7年4月以降は、さかのぼっての支給ができませんのでご注意ください。

ご注意ください

◎申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更のお手続きをお願いします。

場合によっては児童手当の返還が生じることがあります。

- ・記載漏れ・不足書類等の不備がある場合、支給の時期が遅れる場合があります。
- ・R6年10月の改正にかかわる申請については、令和7年3月31日（月）（必着）までの申請であれば、令和6年10月分からさかのぼって支給されます。（ただし支給日は令和6年12月より後になります。）
- ・令和7年3月31日（月）を過ぎてしまった場合、申請日の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。